

データ本部

〒135-6021 江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル 21F
TEL 050-5546-8047 FAX 03-5546-8048
http://www.ntt-union-data.gr.jp

厳しい状況下



2011春闘 妥結・決着

データ本部闘争委員会および分会闘争委員会は、三月三〇日、データ社およびグループ二社から一斉に回答を受け、データグループ全体で二〇一一春闘の妥結・決着を図った。



今春闘で、データ本部は、「特別手当」とワーク・ライフ・バランスの改善に絞って要求・交渉を展開してきた。交渉は、グループ連結決算を二期連続で下方修正した現状と、修正計画の達成見込みに対して、労使の主張が合わず、情勢認識から対立していた。しかし、三月一日に「東北地方太平洋沖地震」が発生。NTT労組は、組合員・退職者とその家族の安全確認と被災状況の把握等を最優先し、三月二日に春闘交渉を一旦凍結した。その後、三月二八日に中央本部は、①災害復旧に向けて組合員の安心・安定が不可欠なこと②支援・救済活動の長期化を一をふまえ、春闘課題の早期決断を求め、会社側の「早期に解決を図る用意がある」との見解を確認したことから、交渉再開を指示した。これをを受け、データ本部は、緊急分会長会議を開催。①今年度決算の厳しい見通し②地震の影響等もあり、来期の事業計画の積み上げが難しい一等の状況認識を合わせた上で、最終交渉に向け、「組合員の頑張りに応えるため、昨年支払実績を何としても確保する」と意思統一した。三月三〇日、会社側は、「二〇一一春闘要求に対し「特別手当」を昨年実績に基づき支払うことを含め、回答。これを受け、データグループ全体で妥結・決着を図った。各社の決着内容等については、『月刊データ本部』四月号に掲載する。

福島第一原発事故

「東北地方太平洋沖地震」で被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。また、震災によりお亡くなりになった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、家族・親戚・友人、知人を亡くされた方々に心からお悔やみ申し上げます。震災発生から三週間が経過してもなお避難所生活を余儀なくされている十数万に及ぶ



特別手当

昨年実績を確保

方々の、一日も早い生活基盤の確立を願っている。地震、津波と同様、あるいはそれ以上に国民に不安を募らせているのが福島第一原発

原発頼りの日本

社会・経済の見直し迫られる

事故である。電力不足による計画停電、放射性物質による食品汚染等々、便利さや飽食等を追求してきた私たちに對する自然界からの警告か？

家庭で使われる電気量は、この三〇年で約二倍に増えているが、太陽光や風力などの新たなエネルギーで作られている電気は、日本全体でわずか



▲第15回分会長会議

③データグループと分会長会議の意思統一。また、時間外労働を行なうこと。④「36協定」締結の論議を行なうこと。

連日報道される地震被害の惨状に心が痛む。仙台は自分の地元であり、高校生まで過ごした土地である。幸いなことに肉親の無事は確認できたが、いまだに連絡が取れない知人、友人もいる。津波で被害を受けた地域には子供の頃に何度も遊びに行った場所もあり、当時の思い出も被災しているような気持ちになる。▼各種インフラの復旧が進み、各地で支援の声も上がっており、データ本部も、支援物資を複数回輸送している。だが、本格的な復興はこれからである。▼NTT労組として、今後、人・物的な支援も予定しており、個人的にも最大限協力していきたい。まずはカンパ活動からである。(S.H)

延期のお知らせ

ディズニーランドレク (4月9日予定)

第2回全国ボウリング大会 (5月28日予定)

「東北地方太平洋沖地震」に伴う災害支援や計画停電への対応を最優先とする状況下のため、延期とします。開催は、四囲の状況を見極めた上で再設定します。詳細は、所属分会へお問い合わせください。

「東北地方太平洋沖地震」

救援カンパにご協力を

データ本部は、データグループと共同で「救援カンパ」を実施します。皆様のご協力をお願いしています。

目標：一人1000円を目安
対象者：組合員・管理者・協働者等
期間：4月22日(金)まで

データ本部で集約したカンパ金は、NTT労組に集約し、組合員・社員・退職者・家族の被災に対する支援および情報労連・連合等による被災者・被災地域の復興支援へ役立てます。

カンパ金は、分会役員・職場連絡員等へお渡しください。



労使で認識合わせる

2011年度の「36協定」締結と恒常的長時間労働の改善に向け、データ本部は会社側に申し入れを行ない、労使で認識を合わせた。

恒常的長時間労働の改善へ
申し入れは、第一五回分会長会議の意思統一に基づいたもの。主要内容は次の通り。
①二〇一〇年に実施した「組合員アンケート」の結果をふまえ、組合員の健康確保を意図した労働時間適正化に向けた取り組みを進めていくこと。
②労働時間適正化の取り組みを意識して「36協定」締結の論議を行なうこと。
③データグループと分会長会議の意思統一。また、時間外労働を行なうこと。



でも計画停電を考慮し、これまでの働き方を見直していく必要があることから、全館一斉消灯等の具体的な施策と合わせた取り組みを行なうこと。時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであり、『36協定』で定めた時間数まで時間外労働を行なうて良い(許容枠)わけでは決してない。限度時間を超えた場合の時間外労働はできる限り短くすることが法律上でも求められている。時間外協議の際には職場労使間でその実施事由の確認を徹底し、真に臨時的と認められる事由に限ってその実施を認めるよう徹底することとする。